

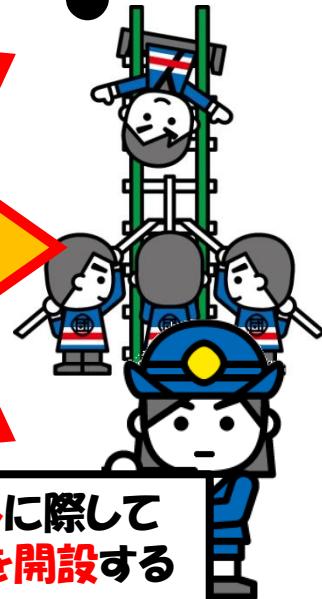
露店等の開設届 が必要です！



第11号様式の2（第7条様式）（A4）
露店等開設届出書

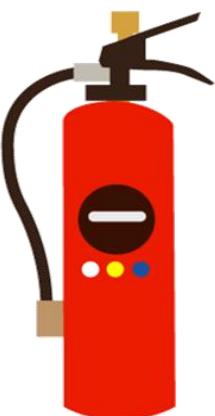
大阪府 調査課長 様	平成 年 月 日
（会員登録番号）	
店舗名 （本店又は支店の店名）	
店舗番号（ ）	
開設種別 1. 開設日付（開設予定日）とこれらとのあいだに露店の開設 2. 本店の開設予定日とこれらとのあいだに露店の開設（本店）と本店の開設予定日とこれらとのあいだに露店の開設（支店）	
開設期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	開設時 間 時 分から 時 分まで
開設場所	
開設の名称	
開設者登録番号	開設者登録番号
申 付 用 申 用 用	

注 1. 開設種別1については、該当する事項を記入して貰ってください。
2. 会員登録については、記入しないでください。
3. 開設の名称については、開設する事項を記入して貰ってください。



祭礼、縁日、花火大会、展示会等の催しに際して
火を使用する器具等を使用する露店等を開設する
場合に必要です。

消防器を準備してください！



火を使用する器具等を
祭礼、縁日、花火大会、
展示会等の催し

に際して使用する場合に準備が必要です。

詳しくは大阪市消防局HPをご覧ください。



大 阪 市 消 防 局

Q1 「火を使用する器具等」とはどんな器具ですか？



A1 液体燃料、固体燃料、気体燃料を使用する器具及び電気を熱源とする器具が対象になります（例：プロパンガス等を使用する調理器具、ストーブ、電気ヒーター等）。



Q2 全ての催しが該当するの？



A2 該当する催しは、一定の社会的広がりがある規模のものです。したがって、近親者によるバーベキューなど、集まる人の範囲が個人的つながりに留まる場合は対象外になります。



Q3 消火器は「火を使用する器具等」1器につき1本必要ですか？



A3 消火器は、「火を使用する器具等」1器につき1本以上準備する必要があります。ただし、初期消火を有効に行える場合は、複数の器具等に対して消火器1本で支障ありません。



Q4 すべての「火を使用する器具等」に消火器は必要ですか？



A4 基本的には必要ですが、電気を熱源とする器具のうち、器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具（ポップコーンマシーン、綿菓子機、ホットプレート等）は、消火器の準備の必要はありません。



ガソリン運搬容器の取扱いに注意!! 保管時は密栓！

ガソリン蒸気が流出しないように
しっかり栓を閉める！

適合品を！

消防法令により定められた運搬容器を使用してください。右のようなラベルが貼られた運搬容器は消防法令の基準に適合するものです。
(プラスチック容器10L、携行缶22Lが最大容量)



圧力調整弁を活用！

開栓時は一気に蓋を開けず
圧力調整弁でガス抜きを！

